

資料 3

【発達障害児者地域生活支援モデル事業】
「障がい児通所支援事業所でのペアレント・
トレーニング実施における支援体制の構築」

障がい児通所支援事業所での ペアレント・トレーニング実施における支援体制の構築

現状の取組

- 大阪市では、平成26年度よりペアレント・トレーニング(以下PTと略す)を実施しており、年代により子どもを取り巻く環境やニーズが異なることから、幼児期、学齢期(低学年・高学年)、思春期と年代別にグループ編成をしている。
- ファシリテーターに関して、エルムおおさかの職員を対象として、日本ペアレント・トレーニング研究会やアスペエルデの会、奈良教育大学主催のファシリテーター養成研修に参加してもらい、サブスタッフを経てファシリテーターになる等、人材育成に取り組んできた。
- モデル事業としては、令和4年度から6年度にかけて、PT参加者の年代毎の特徴分析によるPTのプログラム作成、令和5・6年度はファシリテーター養成講座の実施や、当センター主催PTの見学、PT実施事業所へのスーパーバイズを実施した。令和7年度は、新たにファシリテーター派遣とフォローアップ研修をスタートし、地域の事業所でPTを実施するためのサポート体制の構築に取り組んだ。

事業方針

これまでの取組みから障がい児通所支援事業所においてPTを実施する際には、職員体制の問題や自施設にあった実施方法の工夫の必要性、さらには、立ち上げ後のファシリテーターへの技術的なサポートなどの課題があることがわかった。PTを導入しやすくなるような支援や、継続的にファシリテーターを支援する仕組みの構築が必要と考えられることから、次の3点について取組みを行う。

1. ファシリテーター養成講座を実施し、養成講座終了後、希望者に当センターが主催する幼児・低学年PTを見学してもらう。
2. 令和5年度から令和8年度までのファシリテーター養成講座参加者を対象にフォローアップ研修や重度障がい児用プログラム勉強会を開催し、意見交換を行い、PT実施の課題や工夫を共有することで地域の支援者同士のネットワークを構築する。
3. スタートアップ支援として、アドバイザーやファシリテーターを派遣する。

具体的取組

【1. ファシリテーター養成講座の実施】

- ①障がい児通所支援事業所職員を対象に15名程の参加者を募集する。
- ②2日間の養成講座(事前の動画視聴、講義、ロールプレイ等)を実施し、アンケート調査を行う。
- ③養成講座参加者の中から希望者にエルムおおさか主催の幼児期・低学年PTを見学してもらう。

【2. フォローアップ研修・重度障がい児用プログラム勉強会の実施】

- ①フォローアップ研修に関して、令和5年度～8年度のファシリテーター養成講座参加者を対象に10名程の参加者を募集する。
- ②フォローアップ研修の内容として、PTを実施している2事業所の実践報告と、グループディスカッションを行い、アンケート調査を行う。
- ③勉強会参加希望者(去年度に募集済み)と意見交換とプログラムのロールプレイを行う。
- ④勉強会に参加しているC児童発達支援センターにおいて、初めて実施するPTで、参加者の発言内容を記録する。
- ⑤発言内容のデータの整理と分析を行い、結果をまとめる。

【3. スタートアップ支援】

- ①「子育て広場A」にアドバイザーを派遣する。
- ②「B自立支援協議会こども部会」でPTに関する研修を実施し、子ども部会主催のPTにファシリテーターを派遣する。
- ③「C児童発達支援センター」に、アドバイザーを派遣し、PT実施のサポートをする。

障がい児通所支援事業所での ペアレント・トレーニング実施における支援体制の構築

スケジュール

●ファシリテーター養成講座

R 8 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	R9 年 1 月	2 月	3 月
		①参加者募集 (6/1～6/26)			②講座 (9/1、8)						
		※③幼児期PTの見学 (5/15～7/24)			③幼児期PTの見学 (9/3～11/12)				③幼児期PTの見学 (1月～3月)		
		※③低学年PTの見学 (5/28～9/10)				③低学年PTの見学 (10/30～1/29)					

※R7までのファシリテーター養成講座参加者対象

●フォローアップ研修・勉強会

R 8 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	R9 年 1 月	2 月	3 月
						①参加者募集		②フォローアップ研修			
		③勉強会 (6/24)				④C児発センターPT (10/7～12/16)					
								⑤データ分析・まとめ			

●スタートアップ支援

R 8 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	R9 年 1 月	2 月	3 月
							①子育て広場A (11/20)				
	②Bこども部会研修 (5/8)			②打ち合わせ	②B子ども部会PT (9/11～11/27)						
			③保護者説明会 (7/24)	③打ち合わせ	③C児発センターPT (10/7～12/16)						

令和 8 年度発達障害児者地域生活支援モデル事業の協議について

1 優先的採択テーマ

令和 8 年度は、モデル事業実施要綱に基づき実施する事業のうち、以下の観点から実施されるものを優先的に採択することとします。

(1) 地域におけるペアレント・トレーニング実施者養成及びペアレント・トレーニング実施体制の構築

発達障害児の子育てに悩む保護者が身近な場所で子育ての仕方について学ぶことができるためのペアレント・トレーニングの実施方法や人材育成の手法の開発に関するもの。

※ 以下の厚生労働省障害者総合福祉推進事業の成果を踏まえて実施すること。

・「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653549.pdf>)

「発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成」(令和元年度)

・「ペアレント・トレーニング支援者用マニュアル」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000799080.pdf>)

「地域の発達障害者支援機関等で実施可能なペアレント・トレーニング実施テキストの作成」(令和 2 年度)

(2) 地域における強度行動障害者支援のための支援体制構築

強度行動障害者が利用する障害福祉サービスの事業所に対するコンサルテーションなどの活用を通じた事業所職員等の専門性向上に資する人材養成及び多領域連携を含む地域での支援体制の開発に関するもの。

※ 以下の厚生労働省障害者総合福祉推進事業の成果を踏まえて実施すること。

・「強度行動障害支援者養成研修を現場で生かすために コンサルテーション導入ガイド」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798592.pdf>)

「強度行動障害者に対する、コンサルテーションの効果と、指導的人材養成に関する研究」(令和 2 年度)

また、(1) 及び (2) に合致する事業を採択してもなお、予算に余裕がある場合は、以下の (3) から (5) までにに関する事業についても採択の対象とすることとします。

(3) 地域で暮らす発達障害児者に課題や困り事が生じた際に、発達障害児者の特性を理解した上で、地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発

(例：トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法、地域における発達障害を診療できる医療機関の把握及びネットワーク作りの方法 等)

(4) 発達障害児者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発

(例：コーディネーター等を配置しての当事者同士の活動等への支援の方法